

糸魚川市緊急通報装置貸与事業のご案内

急病等の緊急事態に迅速かつ適切な対応を図れるよう、常時安否確認が必要な重度心身障害者及び高齢者に緊急通報装置を貸与します。

◆ 対象者

在宅で一人暮らし又は介護者が1人で生活されている方で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 65歳以上の者で健康上の理由等で不安があり、当事業の利用を希望する方。
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級を受けている方。
- (3) 精神障害保健福祉手帳1級の交付を受けている方。
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている方。

◆ サービス内容

◎ 緊急通報対応・健康相談対応

ご利用者からの通報を看護師や福祉の専門職が24時間365日常駐しているコールセンターでお受けし、状況に応じてご家族や協力員様に連絡。必要に応じて救急車の出動を要請致します。また、普段の悩み相談や健康上の相談などもお受けします。

- ☑ 通報はボタン一つで簡単操作
- ☑ ペンダント型装置は自宅内どこでも通報可能

◎ 安否通報対応

既定の時間にご利用者の動きが少ない場合、自動でコールセンターへ信号を送り、コールセンターからご利用者の安否を確認、状況に応じてご家族や協力員様等に連絡、救急車の出動を要請します。

- ☑ 人感センサーで自動通報

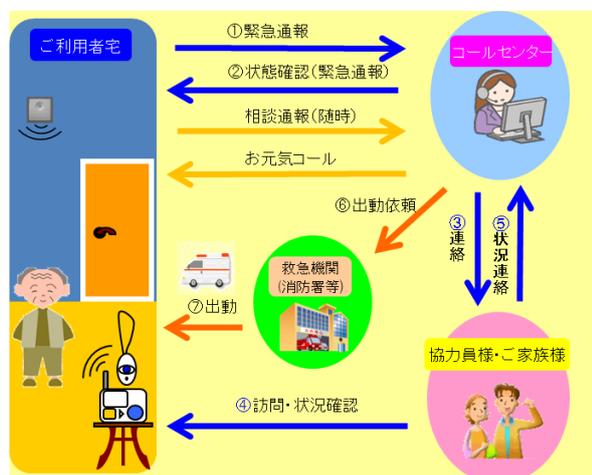
◎ 火災通報対応

火災センサーが異常を検知した場合、自動で装置本体がコールセンターへ信号を送り、コールセンターにてご利用者の安否確認及び状況に応じて消防車の出動を要請します。

- ☑ 火災警報器で自動通報

◎ お元気コール

- ☑ コールセンターから月1回、ご利用者宅へお電話し健康状態等を確認致します。



【緊急時の対応方法】

- ①センターで緊急通報を受信。
 - ②ご利用者の状態確認。
 - ③安否の確認が出来ない場合、協力員様やご家族様へ訪問確認を依頼。
 - ④協力員様やご家族様が訪問。
 - ⑤協力員様やご家族様からの状況連絡。
 - ⑥緊急の場合、必要に応じ救急機関へ出動依頼。
 - ⑦救急機関が出動します。
- ※③④⑤は、ご利用者本人に連絡が取れない場合に行います。

◆ 貸与物品

	固定電話回線タイプ (固定電話をお持ちの方)	携帯電話回線タイプ (固定電話をお持ちでない方)
緊急通報装置 (本体)	緊急時に装置のボタンを押すと、コールセンターにつながり、協力者の訪問依頼や救急車の出動要請を行います。 ※協力者が外出中などの理由で訪問依頼ができない場合には、消防署へ通知します。	
ハンズフリー 通話	可 (マイク、スピーカー付)	不可 (利用者の携帯端末を使用)
設置場所	固定電話機の近く	電源が届く場所
通報用 ペンダント	家の中で持ち運びが可能で、緊急ボタンが付いています。 防水なのでお風呂でも利用可能です。	
安否確認 センサー	生活の異常がないか見守り、異常があるとコールセンターが協力者に訪問依頼を行います。 ※安否確認センサーは動きのみを感知する装置で、カメラやマイクは搭載していないため、ご自宅のプライバシーは完全に守られます。	
煙式火災報知器	煙を感知するとコールセンターに自動で通報します。コールセンターは状況に応じて協力者に連絡したり、消防署へ通報します。	
健康相談	コールセンターの専門員が、24時間相談を受け付けます。	
お元気コール	月1回、コールセンターから健康確認の電話をします。	

※固定電話をお持ちの方は、原則、固定電話回線タイプをご利用いただきます。



緊急通報装置 (本体)



ペンダント型
送信機



安否センサー
(人感センサー)



火災センサー

◆ 利用料金（月額）

【固定電話回線タイプ】

課税世帯 : 2,255 円

非課税世帯 : 226 円

【携帯電話回線タイプ】

課税世帯 : 3,960 円

非課税世帯 : 396 円

※生活保護被保護世帯、身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者手帳 1 級、療育手帳 A の方は利用料金無料です。

※通報時等の通話料金は、利用者負担となります。

◆ 手続き、利用方法

(1) お申し込み

- ・福祉事務所、能生事務所及び青海事務所住民係窓口提出申请を提出してください。
- ・申請の際には、1～3名の協力員の登録が必要です。

※協力員について

- ・協力員とは、利用者様からの緊急通報時や、安否センサーが異常を感知した際など、コールセンターからの依頼により、利用者宅へ訪問し、安否確認等の支援をしていただく方です。
- ・上記の状況において、コールセンターよりご連絡をさせていただきます。その際は、ご都合のつく範囲で利用者様のご自宅へ訪問し、安否確認をお願いいたします。
- ・申請前に協力員の方から必ず了承を得て、ご登録をお願いします。

(2) 貸与決定（承認通知）

- ・承認（又は不承認）について、市から通知書を送付いたします。
- ・承認通知書と併せて、口座振替依頼書をお送りします。必要事項をご記入の上、ご希望の金融機関へご提出ください。

(3) 機器の取付け／利用開始

- ・機器取り付けの訪問日時について、本事業の委託業者である立山科学株式会社（☎050-5535-5717）より、立会者（特に指定がなければ利用者ご本人様）へ電話でご連絡いたします。ご都合の良い日時を委託業者と調整してください。
- ・訪問は、土日祝日を除く平日の日中となります。
- ・機器の取り付け時には、必ず立会いが必要となります。
- ・機器の取り付け作業には、概ね1時間から1時間30分程度かかります。（操作説明含む）

(4) 利用料金の支払い方法

- ・年2回、口座振替により納めていただきます。
- ・4～9月分は10月末、10～3月分は4月末に口座振替します。

◆ 注意事項

(1) 利用タイプの選択について

固定電話をお持ちの方は、原則として「固定電話回線使用タイプ」をご利用いただきます。

(2) 固定電話回線使用タイプをご利用の方へ

①電話回線について

- ・本システムは、ご自宅の固定電話回線を使用します（携帯電話利用不可）。
- ・装置からの発信は通話料がかかりますが、「相談ボタン」による通話は無料です。
- ・装置本体は電気を使用します。

②利用不可回線

- ・NTT「加入電話（アナログ）回線」以外では正常に作動しない可能性があります。
- ・特に以下の回線では作動せず、ご利用いただけません。
NTT ドコモ「home でんわ」、KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「おうちのでんわ」「おとくライン」

③停電時・併用機器の注意

- ・光電話、ケーブルテレビ回線の場合、停電時は作動しません。
- ・通話録音装置など、他の電話回線使用機器と併用すると作動しない可能性があります。

(3) 携帯電話回線（単独通信）タイプをご利用の方へ

①機器の特性

- ・本システムは機器が単独で通信するため、固定電話は不要です。
- ・装置本体は電気を使用します。
- ・ハンズフリー通話機能がないため、緊急通報時は携帯電話へ連絡します。
- ・携帯電話は常に電源を入れ、連絡が取れる状態にしてください。

(4) 共通事項

①免責事項

- ・天災、回線不具合、故障、装置誤作動（電源・回線問題、通話録音装置併用等）により不利益が生じても、市および委託業者は一切責任を負いません。

②緊急時対応と費用

- ・緊急時、安否確認のため消防署員等が窓やドアを壊して入室することがあります。その修理費用はご利用者様のご負担です（市・委託業者負担なし）。

③貸与品の適正使用と費用

- ・機器は貸与品です。サービス外利用、他者への貸与、分解、改造は禁じます。
- ・故意、過失による機器破損、紛失の修理、再設置費用はご利用者様のご負担です。

④情報共有

- ・緊急時対応・見守りのため、申請情報は以下の関係者と共有する場合があります。（市、委託業者、協力者、ご親族、民生委員、地域包括支援センターなど）

(5) 負担金確認

- ・負担金算定のため、毎年、市町村民税の課税状況等を確認させていただきます。

◆ 担当課・問合せ先

糸魚川市福祉事務所福祉サービス係

☎025-552-1511（受付時間）8:30～17:15 ※土日祝日除く